

第1回岐阜県食品安全対策協議会
議事要旨

- 1 日時：平成26年7月18日（金）13：30～15：40
- 2 場所：岐阜県水産会館 2階 中会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	教授	前澤 重禮
	岐阜大学応用生物科学部	准教授	梶川 千賀子
	(社)岐阜県栄養士会	副会長	高木 瞳
	岐阜県議会議員	厚生環境委員長	水野 正敏
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	理事	上林 美也子
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	田中 露美
	消費者（公募）	消費者代表	山田 恵美子
	消費者（公募）	消費者代表	林 円
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	藤井 里樹
	岐阜県女性農業経営アドバイザー ーいきいきネットワーク	会長	大野 二三
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	山田 彰
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	岩本 修治
	岐阜県卸売市場連合会	会長	古澤 順司
	(株)バロー	商品安全保障室	橋本 保正

4 議題

- (1) 「食品の安全性の確保等に関する報告（案）」について
- (2) 「第3期岐阜県食品安全行動基本計画」について

5 議事要旨

(松波係長 (生活衛生課))

ただいまから、平成26年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

(土井健康福祉部次長)

皆さんこんにちは。岐阜県健康福祉部次長の土井です。

平素は岐阜県の食品安全行政の推進に対し格別のご理解ご協力をいただきまことにありがとうございます。

また本日はお忙しい中、大変暑い中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

食品安全に関する事案といたしまして、昨年度は冷凍食品への農薬混入事案やノロウイルスによる集団食中毒などの事案、大手ホテルなどにおけるメニュー表示の偽装などが大きく報道されました。今後は食品の安全性の確保のみならず、不適正な食品表示にみられるように食品安全に関する不安感や不信感を払拭していくことが重要であると考えております。

食品にまつわる課題は多岐にわたりますが、行政による食品の衛生監視・指導、食品関連事業者の食品の安全・安心に向けた誠実な取り組み、消費者の理解、それぞれが必要不可欠であると考えております。

県としましては、岐阜県食品安全基本条例に基づく食品安全行動基本計画を策定し、関係する部局が連携して県全体で食品の安全・安心の確保に努めているところでございます。この計画の策定にあたり、これまで当協議会においてご意見をいただきまいりました。今年度から第3期を迎え、「コンプライアンスの推進」「食中毒防止対策の推進」「食品表示対策」など6つを重点施策として位置づけて取り組んでいるところです。

委員の皆様方におかれましては、引き続き県の食品安全に関する取り組みに関しまして、本日は自由闊達にご意見をいただきたいと思っております。県といたしましてもご意見をいただき、行政の中で反映させていきたいと思っております。

それでは皆様、よろしくお願いいたします。

(松波係長 (生活衛生課))

では、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、会議の次第、名簿、配席図、資料1から資料5、そしてチラ

シが2枚です。不足はございませんでしょうか。

さて、この協議会ですけれども、お手元の設置要綱にもありますとおり、平成26年、27年度の2年間を任期としてお願いをしています。

さて、本日は最初の会議ということになりますので、会長の選任までは、事務局の方で進行を進めさせていただきます。

(和座食品安全推進室長（生活衛生課）)

事務局を預かっています岐阜県生活衛生課食品安全推進室長の和座と申します。

わたしの後ろに並んでいますのは、県庁関係各課の担当者です。

県では、岐阜県食品安全・安心推進本部という内部組織を作っていて、各課連携して、食品安全の推進に取り組んでいます。

このため、推進本部関係課の担当者も毎回この協議会に参加させていただき、皆様方のご質問やご意見に対応させていただきます。

さて、岐阜県食品安全対策協議会設置要綱により、会長・副会長は岐阜県健康福祉部長が指名することとなっておりますので、事務局から会長、副会長を指名させていただきます。

会長には平成24、25年度に会長を務めていただきました前澤委員に引き続きお願いしたく、指名させていただきます。

副会長には、今回新たに梶川委員を指名させていただきます。では、以後の進行につきましては前澤会長、よろしく願いいたします。

(前澤会長)

ただいまご紹介をいただきました、岐阜大学の前澤です。前回から引き続きまして、皆様のご協力のもとに進めていきたいと思っております。よろしく願いします。

岐阜県は地域にあった食品安全行政を進めております。

この協議会は、2年ごとに委員になっていただきまして、ご意見をいただきたいと思っております。そのご意見はお手元にあります、食品の基本計画にも反映されております。行政では計画を作って、それに基づいて食品安全行政を進めていきます。この計画は5年区切りで行っております。今年、来年に皆さんからご意見をいただき、これからの岐阜県食品安全行政に反映させていただきます。この協議会ではできるだけリラックスした雰囲気皆さんのご意見をいただくのが大事だと思いますので、よろしく願いします。

さて、今日は最初の会議ですので、委員の皆さんに自己紹介を兼ねまして、食品安全に関し気になっていることなども、お話していただきたいと思っております。

学識経験者、消費者、生産者、流通業者の順番で自己紹介プラスご意見を賜りたいと思います。

(梶川副会長)

岐阜大学の梶川と申します。新任ですが副会長を仰せつかりましたのでよろしく申し上げます。

大学では、食品衛生監視員の養成関連の講義を担当させていただいております。今回はこの協議会にも参加させていただきます。よろしく申し上げます。

(高木委員)

岐阜県栄養士会の副会長の高木と申します。

食に関して、栄養の面、衛生の面から関わっていくのが栄養士会の仕事です。それぞれの職場で、個々の活動を行っているため、県と組織として関わる仕組みがまだできておりませんので、この機会を通じて、方針等を会員にも周知をしたいと考えています。

橋渡しの役目ができればと思っております。よろしく申し上げます。

(上林委員)

岐阜県の生活協同組合連合会の上林と申します。よろしく申し上げます。

組合員の関心のあるところでは、コープ岐阜でも食の安全について意見が多くありました。農薬混入や中国産食物の問題や牛肉の問題など、なんとなく、漠然とした不安を持っているが、正確にどういうものかはわからない状況です。なので、正しい情報を与える学習会が大切だと思っております。よろしく申し上げます。

(羽場委員)

わたしは岐阜県食生活改善推進員協議会の会長の羽場と申します。よろしく申し上げます。

「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンがあります。県民の皆様に食育、健康につながることを、会員 3900 名程おりますので、その者が安全・安心のために活動をしていきます。今日、食中毒に関する食品の安全・安心ニュースをいただきましたので、これを会員に周知していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(田中委員)

わたしは岐阜県生活学校連絡協議会の理事をやっています田中と申します。

今年度からこの会議に参加させていただきます。

消費者ということで、「食」というのは日々大切なことだと考えております。

消費者として、私たちがどんなことができるかを考え、県も施策を行っていただいている中で、要望等ありましたら、お伝えしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(山田委員)

美濃加茂市から来ました山田です。

県政モニターをしております、そちらから応募をいたしました。

日々消費を行う立場としては、偽装等が発生すると、何を信用していいかわからなくなるため、安心して消費を行うためにも、正しい表示について勉強していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(林委員)

消費者代表として昨年に引き続き参加させていただきます林と申します。

消費者として、食に興味がありまして、生協の学習会にも参加しています。

本日、一つ提言というかお願いがあります。生協の学習会で、名大の元教員の方による、遺伝子組み換え食品の学習会がありました。害虫に対する耐性がある稲等を栽培しているのに、農薬の回数が減ると思っていたが、耐性害虫が発生したりして、農薬の回数が逆に増えていたりといちごっこになっている。また、収穫量についても、収穫量が減るのだが、アメリカでは助成金があるので、農家が作っているということを聞きました。日本で一番消費されているキャノーラオイルもカナダ産のものが9割方であり、油の中にはタンパク質は残っていないが、100%安全ではないということを聞きました。国が安全だと言っているのに、岐阜県独自で研究を進めていき、本当に安全か調査を進めていただけるとありがたいと思っております。

(藤井委員)

全国農業組合連合会の岐阜県本部の藤井です。

JA 全農岐阜はいわゆる農協グループの一員であり、経営理念として生産から消費をつなぐ架け橋になればと思っております。生産者側ではありますが、どちらかというと作り手側からの流通を見る組織であります。この協議会の中から、多くのメッセージを発信できたらと思っております。よろしく申し上げます。

(大野委員)

岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク会長の大会野です。

私のところはいちご栽培を主として行っています。6年前から岐阜クリーン農業を行っております。今、クリーン農業のシールを張るには飼料や農薬を減らして、安全や安心のための生産を行っています。そのため、収穫量は落ちましたし、組合の中でも収穫量を落としてまで行うことに問題もあります。ただ、目に見えてカビがあるなどの問題であれば見ればわかりますが、農薬などの目に見えない問題について消費者は漠然とした不安を持っています。安全だからと言葉で言われても信用できないため、なにかをもっと求められていますので、我々はクリーン農業を行っております。こんな状況ですが、よろしくお願ひします。

(山田委員)

岐阜県食品衛生協会の理事をしています山田です。

岐阜県食品衛生協会は食品衛生法の趣旨に則り、食品衛生の向上を図る目的で昭和36年に設立された組織です。各保健所と連携を取りながら、食品の事故がないように活動しております。

県内12か所に協会を持っております。ここでのお話について、県の理事会でも報告させていただき、有意義に活動したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(岩本委員)

岐阜県学校給食会の岩本と申します。

子供たちが毎日食べている学校給食に関して携わらせていただいております、いったん事故が起こると、広範囲に影響がでるため、衛生管理について高い緊張感を持って取り組んでおります。

浜松市で学校給食による食中毒では患者が1000人を超えるものがあり、あのような事故が本県で起こらないとも限らないので、一層の危機管理意識を持っているところであります。

それから、アレルギー問題も学校給食の中で重要な問題です。東京都で学校給食のおかわりが原因で子供が亡くなる事件もありました。学校給食の現場もアレルギー対応については大変重要なものと考えています。

第3期の計画を見させていただきましたが、食中毒とアレルギー問題を重点施策に取り上げてもらっており、私自身もこの会議で勉強していきますのでよろしくお願ひします。

(古澤委員)

今年度から岐阜県卸売市場連合会の会長となりました古澤と申します。

卸売市場の青果部におります。前任の林は魚担当でありました。日々全国から岐阜市場に多数の青果が入荷してきております。国内の青果物は安全・安心を担保されたものが多いですが、その中でも問題が発生しております。我々は鮮度管理、品質管理をしながら、責任を持って中間に立つコーディネーターとして仕事をしていきたいと思っております。

この会を通じて、いろいろと勉強させていただき、皆様方とともに食品安全について考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(橋本委員)

株式会社バローの橋本と申します。前回に引き続きよろしくお願いいたします。わたしは会社では PB や生鮮品を中心とした品質管理やコンプライアンスについて担当させていただいております。

わたしたちは岐阜県を発祥とする会社として、岐阜県内で80店舗くらいのスーパーマーケットの展開をさせてもらっています。おそらく店舗数では県内最大であると考えております。これは、私どもの責任が非常に大きいということでもあると認識しております。

この会での話やご意見を事業活動の方に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(水野委員)

岐阜県議会議員の水野です。厚生環境委員会の委員長を務めさせていただいております

食の安全という課題に対して、それぞれの委員様方がどういったお考えで参加されているのかを伺う中で、県の施策にどのように反映していくのか、予算をこの課題に対して執行していくのかを見させていただくのが議会の務めと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(前澤会長)

ありがとうございました。

各委員の方々から、自己紹介と食品の安全に対するご意見をいただきました。では早速ですが議題に入っていきたいと思っております。

では、議題1「食品の安全性の確保等に関する報告(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(和座食品安全推進室長(生活衛生課))

議題(1)「食品の安全性の確保等に関する報告(案)」議題(2)「第3期岐

岐阜県食品安全行動基本計画」につきまして、私の方から説明させていただき、その後委員の皆様方からご意見をちょうだいしたいと思います。

今年度から新たに委員となっていた方もおみえですので、県がどのような枠組みで、食品安全行政を行っているのかを簡単に説明したいと思います。

まず食品衛生法、食品安全基本法という2つの法律が大元となっております。岐阜県では平成16年4月から岐阜県安全基本条例を施行し、これらに基づき食品安全行政を進めています。この条例に、県における食品の安全・安心に関する基本方針が書かれています。資料2に条例の全文が書かれていますのでご覧ください。

この条例において、県は「岐阜県食品安全行動基本計画」という5年間の区切りで計画を作成し、年度ごとに実施結果をとりまとめ、県議会に報告書を提出することとなっております。

資料3-1の「食品の安全性の確保等に関する報告(案)」は、この報告書の案であります。この計画は、平成16年度から20年度が第1期、そして21年度から25年度までが第2期となり、今年度から第3期を迎えたところです。

この第3期計画については、後ほど説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。昨年度の計画の実績を報告させていただきます。これは、資料3-2にございます第2期計画に基づいた報告で、最終年度の実績となります。

この報告書の構成は、第1章で当計画のあらましを記載した後、2ページから4ページまで、第2期計画に定めた4つの重点施策別に、実績を記載しております。そして第2章ではアクション1からアクション33という形で定めた具体的な取り組みについて、平成25年度中に実施した施策の結果を記載しております。さらに28ページからは数値目標の達成状況と達成率を記載しております。

次に2ページをご覧ください。冒頭に全体のまとめを記載しております。数値目標96項目のうち、89項目で目的が達成されており、おおむね計画にそって順調に進んでいると考えております。ここでは重点施策別に説明をさせていただきます。

「重点1」の検査体制の強化ですが、アクション5について、食品関連施設に対する監視指導は24,278件の監視指導を行いました。食中毒の原因となった飲食店などに対する営業停止命令が13件、添加物の使用基準違反があった漬物に対する回収命令が1件、表示事項の欠落、食品の取り扱い不備など違反18件に対して、行政処分や注意指導を厳格に行いました。

アクション7について、県内に流通する農産物156検体について、残留農薬検査を実施し、残留基準値を超過したものはありませんでした。

アクション8について、BSE検査はこれまで全頭検査を継続してきましたが、途中で検査対象月齢の見直しがあり、平成25年7月からは48月齢越えの牛が検査対象となりました。また、飼養途中で死亡した24月齢以上の牛についても検査を行いました。いずれも異常はありませんでした。

アクション12について、県内に流通する食肉の残留動物用医薬品の検査を行い、違反はありませんでした。

アクション14について、県内に流通する食品の検査で輸入食品についてまとめたものです。残留農薬、食品添加物及び残留抗生物質を検査し、違反はありませんでした。

アクション33について、放射性物質検査は、東電の原発事故の発生に伴い、計画の中間見直しで追加した項目です。県内に流通する食品、県内で生産された農畜水産物について放射性物質を検査しましたが、基準を超える放射性セシウムは検出されませんでした。

続いて3ページをご覧ください。

「重点2」の地産地消の推進ですが、アクション1について、岐阜クリーン農業の認知度は、最終目標値に達することができませんでした。今後も引き続き、岐阜クリーン農業の認知度向上に取り組んでいます。また、岐阜クリーン農業の生産登録面積は、県内作付面積の約1/3に達しています。登録の増加が一段落しクリーン農業が農業者に浸透した段階とみています。さらに岐阜クリーン農業を周知するべく、キャラバン隊によるPRや幼稚園・保育園の訪問などを実施しました。

アクション19について、朝市・直売所の運営者や生産者への研修を実施し、魅力ある直売所づくりを支援しました。また、キッズキッチン活動による調理体験を通じた食農教育に取り組みました。さらに学校給食における県農産物の利用拡大を図りました。玄米及び牛乳は全て県内産を利用しています。使用量としてはここ数年横ばいとなっています。今後も米粉パンを普及させる、県内産野菜・果物・畜産物の利用促進といった取り組みを行っていきます。

「重点3」の食品表示の適正化ですが、アクション15について、7月と12月を「食品表示適正化強化月間」として、食品表示の適正化を図るよう関係職員が合同で585店舗に立入検査を行いました。また、年間を通じてJAS法に基づく立入検査を1,212店舗に実施し、適正表示の指導を行いました。

アクション17について、県民に食品表示ウォッチャー(132名)として不適正な表示の報告にご協力をいただきました。

アクション21について、食品関連事業者の皆さんを対象に、食品表示講習会を開催しました。278名の方にご参会いただきました。

続いて4ページをご覧ください。

「重点4」の食品の危機管理体制の強化ですが、アクション24について、県生活衛生課と保健所に設置した食の安全相談窓口などにおいて6,551件の食品に関するお問い合わせを受け付けました。また、5保健所及び県民生活相談センターに食品安全相談員を配置し、食品表示などへの相談に対応しました。

アクション28について、食品関連事業者、行政で構成する「食品安全連絡会議」を2回開催しました。また、電子メールを活用し自主回収情報や食中毒警報などの情報配信を行いました。

5ページからは第2章として、具体的な33のアクション別の取組結果を、28ページからはそれらの数値目標を一覧表にまとめたものを添付しております。

平成25年度の報告についての説明は以上です。

(前澤会長)

ありがとうございました。議題2についてですが、第3期の計画が策定され、平成26年度から30年度までの計画です。昨年度、本協議会にて議論してきたものです。それでは引き続き議題2について、事務局から説明をお願いします。

(和座食品安全推進室長(生活衛生課))

続きまして、岐阜県食品安全行動基本計画の第3期計画について説明させていただきます。

お手元に、資料4の第3期計画の本文と、カラー刷りの概要版を用意させていただきました。カラー刷りの概要版を使用して説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

第3期計画は今年度からスタートしており、平成30年度までの5か年計画となります。昨年度からこの場で皆様からのご意見をいただきながら、これまでの取り組みを継続・発展させる内容で策定しました。

第2期計画との変更点として主に3つがあります。

1つ目は、新たな「施策の方向」に沿って、項目の整理や新設を行ったことです。第2期計画で「3つの着眼点」としていたものを、第3期計画では将来に向けた安全確保の視点を取り入れた「食品の安全性の確保」「食品に対する安心感の向上」「将来にわたる安全な食生活の確保」の3つを「施策の方向」としました。

また第2期計画では、細分化した具体的な施策を33の「アクション」としていましたが、類似のものを整理統合するとともに、新たな対策として「アレ

アレルギー物質対策」を加えております。これにより項目を22にまとめております。これについては、概要版の2ページに一覧表がのっております。

2つ目は、「重点施策」の変更です。前回に引き続き重点施策としたものは「コンプライアンスの推進」と「食品表示対策」です。これらに「食中毒対策」「アレルギー性物質対策」「双方向のリスクコミュニケーション」「食品の安全を守る人材の育成」の4つを加え、6つの施策を「重点施策」として位置づけしました。

3つ目は、コラボレーションや関係者の自主的な取り組みを重視していることです。消費者、食品関連事業者、行政などの食品の安全に関わる全ての関係者の中で、コラボレーションを意識した取り組みを推進していきます。

続きまして、議題には挙げておりませんが、去る6月17日に開催しました「岐阜県食品安全・安心推進本部の本部員会議」について、その内容を説明させていただきます。資料5をご覧ください。

この推進本部は、平成14年6月に、BSEの発生、大手乳業メーカーの食中毒事件などを契機として、県民の食品に対する不安を払拭するため、横断的に食品の安全確保を推進するために設置したものです。また、岐阜県食品安全基本条例の第19条に基づく組織として位置づけています。

近年、食中毒の大規模化、食物アレルギー事故、食品の不適正表示事案など、食品の安全・安心を揺るがす事案が続発していることを受けて開催したものです。

第3期計画で位置づけている6つの重点施策の中でも、特に喫緊の課題として、「食中毒防止対策」「食物アレルギーを含む有害物質等対策」「食品表示対策」の3つの対策を3本柱として関係部局が連携して、食品の安全・安心の確保対策に取り組んでいくこととしております。

次のページから対策毎にまとめてありますが、時間の関係上、対策欄の太字部分を中心に説明させていただきます。

食中毒防止対策では、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、ジビエに係る病原微生物の3つの対策に分けています。食中毒の原因としてノロウイルスによるものが最も多く、件数で約4割、患者数で約6割を占めています。発生原因として、ノロウイルスを保有している調理従事者から食品を汚染するケースが7割を占めている現状があります。そのため、適正な手洗いと調理従事者の健康管理の徹底が重要であり、特に、大量調理施設に対して携帯式の手洗いチェッカーを活用した指導を行います。また、ノロウイルス食中毒の発生が多くなる秋から冬にかけて、食品関係施設の営業者を含めた県民への注意喚起を行う、注意報・警報の発令制度を新たに設けます。腸管出血性大腸菌対策として、焼肉店を対象に、牛レバーの生食での提供禁止、トングの使用や十分な加熱につ

いて監視を強化します。

次に有害物質等対策ですが、アレルギー性物質対策については、教育委員会と連携するなど、給食施設に対する対策を進めていきます。また、食品に混入する異物を迅速に特定できるよう、保健環境研究所に分析機器を整備します。

最後に食品表示対策ですが、流通する食品に対してはJAS法等に基づく監視を強化します。また、市場に流通している米の品種検査を行い、表示が適正かを科学的に確認します。そのほか、エビの種類を偽るなどの不適正なメニュー表示に対しては、景品表示法に基づく監視指導の強化、講習会や巡回訪問などにより法律内容の周知を図っていきます。

以上で事務局からの説明を終わります。

(前澤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明いただいたものをまとめますと、第2期計画は昨年度まで実施されたものであり、第3期計画は今年度から進めていくものとなっております。

みなさんにお伺いしたいのは、資料3-1にある第2期計画に対する報告書に対するご意見、資料4にある第3期計画、これからの取り組みに関するご意見を順番に伺いたいと思います。

(上林委員)

第2期計画について、数値目標を立てて実施されており目標達成率が高い点について素直に感心しています。ただ、消費者として感じることは、漠然とした不安を持っている方が多く、行政でも検査等をきっちりやっているのに、末端の主婦まで伝わっていないのが残念です。せっかくしっかりとやっているのに、広報等を利用して、きちんと主婦にまで伝わる方法があれば、いらない不安はだいぶ払拭されると思います。

(羽場委員)

岐阜クリーン農業などによる、安全な食品の供給確保に力を入れている点については、消費者としてうれしく思います。これらの安全・安心な食品が県下のスーパーにより広く浸透し、売り場等ができてくればよりよいものになると思います。

(田中委員)

行政として、とてもたくさんのごことに取り組んでおり、成果も出ているが、一般の消費者まで伝わっていないのが残念です。消費者に伝わるように広報活

動にも力をいれていければよりよいと思います。第3期計画でも、地産地消について、学校給食の食材について、県内産のものを使うよう事業を進めているので、続けてほしいと思います。

(山田委員)

岐阜県で生産されているものについては検査がされていると思うが、魚介類等の他県から入ってくるものについての安全性の検査はどのようにされているのでしょうか。例えば、放射能に対する検査についてはされているのでしょうか。その他、加工品についても検査を広げてほしいと思います。

(林委員)

昨年から参加させていただいており、この会議で出たことが重点施策となっており、私たちの話し合いが意味のあることと感じています。達成率も100%を超えているものも多いのですが、岐阜クリーン農業が達成できておりません。クリーン農業とは農薬を減らして、農家の方が大変な思いをして、作っておられるのですが、当初は価格も高かったのですが、最近は価格が安くなっています。安くないと商品が消費者が買わないので、価格を下げざるを得ないと思うのですが、個人的には、高くても安全なものを買いたいと思っていますし、私の周りの方もそう思っている方が多くいます。消費者は無農薬や有機栽培という言葉は大好きですが、その作る過程の苦労は知らない方が多いです。そこで、岐阜県として、消費者に生産者の苦労を知らせるためにも字ではなく、映像や画面で知らせる広報活動をし、適正価格で商品が売れる状況が作れるといいと思います。

(和座食品安全推進室長（生活衛生課）)

まず、県がやっていることの情報がうまく伝わっていないというお話でしたので、反省する点が多々あります。県としてはホームページの活用をしておりますが、その他、出前講座というものも実施しております。食の安全などのテーマについて10人から20人程度の少数の方を対象に、各種サークルや幼稚園等へ職員が出向いてお話をさせていただく事業も行っております。このような方法を用いて少しずつでも情報の伝達をしていきたいと考えております。

次に検査のお話ですが、食品は流通しておりますので、他県産や外国産の商品がスーパーに並ぶこととなります。職員が実際にスーパーへ行き、その場にある商品とその場で受け取り、添加物や農薬、重金属の検査を行います。その場にある商品ですので、県内品に限らず、県外品、外国産品もございます。また、放射能検査についてですが、東日本で取れた農産物、畜産物、水産物を年

間80検体検査しております。第3期計画にもありますので、今後も検査を続けていきます。

(農産園芸課 三輪係長)

岐阜クリーン農業の認知度のお話についてですが、認知度の目標は達成できませんでしたが、県内の量販店でのイベントや岐阜チャンネルのスポンサー等をやりまして、地道な広報活動を行ってきました。その他駅でのポスターやのぼりの設置なども行っておりますので、見かけましたら応援をいただきたいと思います。今年度も秋にはPRイベントやプレゼント企画も考えております。

(体育健康課 中川係長)

学校給食における地産地消の推進のお話についてですが、各市町村と協力して行っており、給食の約30%の割合で地産地消を行っております。今後につきましても、引き続き市町村と協力をしながら、進めていきます。

(前澤会長)

輸入品等の検査についてはどのような状況でしょうか。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

昨年度の検査の数について、残留農薬の検査について156検体行い、うち81検体が輸入品です。また、添加物の検査について449検体行い、うち122検体が輸入品です。動物用医薬品の検査について338検体行い、うち82検体が輸入品です。

(前澤会長)

県のどこが情報を県民の方へ届けるのか、農政部でしょうか。それとも広報課でしょうか。委員さん方の疑問はそのあたりの質問だったと思います。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

農薬の検査や放射能の検査は、毎月ホームページに検査結果を掲載しております。また、毎年食品指導監視指導計画における検査項目があり、違反件数等の結果を掲載しております。

(樋口課長 (生活衛生課))

補足説明をさせていただきます。食品における放射性物質の検査については、県内に流通する食品の検査を年間80検体行い、基準値を超える放射性セシウ

ムは検出されませんでした。これについては、生活衛生課で検査しております。

また、農畜産物の関係については、県内産の肉牛を12,276頭検査し、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。これについては、農政課、農産園芸課、畜産課で検査しております。

また、学校給食における放射性物質の検査については、スポーツ健康課が行い、放射性セシウムは検出されませんでした。

以上は平成25年度の検査結果ですが、今後につきましても引き続き、県内に流通する食品における放射性物質の検査を行い、推移を見守っていきたいと思います。県民の方へはこれらの情報を、食の安全安心ニュースやホームページ等で提供していきます。その他、情報提供の方法についてご提案等ございましたら、お知らせいただきますとありがたいと思います。

(前澤会長)

では引き続き、生産者の委員の方々の意見を伺いたいと思います。

(藤井委員)

昨年度は第3期計画づくりの議論を進めさせていただきました。重点施策の6つが第3期計画の肝かと思っています。消費者の方のお話を伺うと、情報がかうまく伝わっていないというご意見が多く、昨年度も話に上がっていました。概要版にも目標として掲げている「重視する手法 コラボレーション」を作りこむこと、追求することが大切だと思います。もちろん作りこむのは難しいと思いますが、今年度のあと2回の会議で方向性が見つけられたらと思います。

(大野委員)

我々はイチゴを岐阜クリーン農業で生産しており、抜き打ちで検査を受けています。その結果で、農薬が出て出荷停止になったことがありました。生産農家は農薬を使っていないが、なぜ出たかという、隣の農家が使っていました。その影響で、知らない間に農薬が検出されるということが後になって判明しました。

話は変わりますが、今、岐阜のイチゴには「濃姫」と「美濃娘」の2つが主流ですが、第3のイチゴを作ろうとしています。そこで、消費者に訴えかけるような、全国的に分かるような名前の付け方をしたいと思っていますので、良い案や考え方があったら教えていただきたいと思っています。

(山田委員)

食品衛生協会とは、消費者に安全なものを提供することが一番の課題と考え

ています。県内に約2万2千名の会員がおり、主に飲食店や食品加工事業者です。食中毒等の安全に関することを指導しております。食品に係わる責任者に対して、食品衛生講習会を毎年実施して、衛生管理の徹底を図っております。また、食品施設に対しての巡回指導を行っており、県の職員と協力して、食品の安全に対する取り組みを行っております。今後も第3期計画にのっとり実施をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

「重視する手法 コラボレーション」についてですが、こういうやり方、という具体的なものは浮かんでいないのですが、様々な機会を通じて情報を出していったり、皆様からのいいご提案をいただいたりし、よい手段を考えながら情報提供していこうと考えております。

(前澤会長)

では引き続き、流通業者の委員の方々の意見を伺いたいと思っております。

(岩本委員)

ノロウイルス対策のことについて申し上げます。事務局からの説明もありましたが、食中毒事案の中でも件数、患者数が多いとのこと。これは感染力が強いということと、陽性者の識別が難しいことが原因だと考えています。浜松の事案を取ってみても、調理従事者は自覚がなく、調理に従事していたという背景があると聞いています。そのため、対応が後手後手になってしまい、結果的に気が付いたら感染が広がっているという状況になっていると思います。第3期計画においても、講習会や監視指導の実施が計画されています。これはこれで大切ですが、ノロウイルスの特性、陽性者の識別が難しいという点に着目して、これに対応する対策やシステムができないものかと思っております。

(古澤委員)

学校給食に関係して、岐阜市の卸売市場として、小学生の親子を対象に、市場見学ツアーを実施しております。好評でして、岐阜市からも回数を増やしてほしいと要請も来ており、連携して実施していきたいと考えております。残念なことに、〇157の発生以来、岐阜県内の給食では生野菜が使われておりません。全国の都道府県でおそらく岐阜県のみだと思っております。せっかくおいしい野菜があるのに、おいしい食べ方で提供できないのは悲しい話です。万一、何か問題が起こった時には、だれが責任取るのか、という話になりますが、リスクは0ではないにせよ、もうそろそろ責任の話ばかりせず、県内の給食

に生野菜を提供できるようにしていただきたいと思います。

(橋本委員)

昨年から参加させていただいた者として、食品表示法が改正され、新たな基準が運用されると思うので、消費者や事業者に対して周知徹底をしていく必要があるので、食品表示の監視指導の中で、新たな食品表示法の周知徹底を追加していただきたいと思います。

この協議会というのは、いろいろな方が集まって議論ができる場です。業務上、海外へ行くこともあり、感じることは、日本の食品は外国（特に東南アジアや中国）と比較するととても安全であるということです。これを前提条件として、この協議会で議論をしたいと思います。日本の食品が安全に保たれているのは、生産者や流通業者の努力や流通経路の確保がきちんとできていることに起因していると思います。しかしながら、例えば夏祭りの露店や個人商店等は一部安全性が疑問視される場所もありますので、(事実、事故の発生率も高いです) そういったところも、安全・安心対策の話をしていけたらよいと思っております。

(和座食品安全推進室長（生活衛生課）)

ノロウイルスの陽性者の特定についてですが、食中毒等が発生しますと、我々が現場に行き、原因を調査する中で調理従事者の検便を実施することとなります。また、現状のノロウイルス対策として、施設における自主的な管理として、定期的に調理従事者の検便が実施されています。健康保菌者の識別は技術的に難しく、具体的な対応としましては、調理従事者の健康管理の徹底と、適正な手洗いが基本となります。

既に大量調理施設衛生管理マニュアルというものがあり、これにノロウイルス対策が盛り込まれており、学校給食関係者に実施していただいています。それを保健所が適切に実施しているかを監視しております。

また、学校給食に生野菜を使用する場合は、きちっと消毒をして使用することがマニュアルに記載されており、衛生面から考えますと、マニュアルを守って適正な処理をされれば、使用することに問題はないと考えております。

(体育健康課 中川係長)

野菜の使用についてですが、給食の献立は市町村ごとにたてております。いろいろな観点から献立をたてておりますが、最優先事項は食品の安全であります。その他、食材の値段や調理機械の使用等、いろいろな観点から考えております。我々も委員さんからのお話で知りましたが、他県の状況をつかんでおり

ませんので、調査をするとともに、今後について考えていきたいと思ひます。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

表示につきましては、第3期計画の55ページに記載がありまして、平成25年6月に食品表示法が制定され、2年の期間を経て、来年6月に施行される予定です。具体的には、アレルギー表示や製造所固有記号について、現状と変更となります。現在の状況として、消費者庁でパブリックコメントを実施しており、準備を進めている段階であります。来年度には、食品衛生講習会等で表示の内容を盛り込み、周知を進めていく予定です。

また、夏祭りの露店等に関する取り組みについては、個々に保健所で指導させていただいており、基準を設けておりますので、その基準を守ってもらうよう指導を行っております。

(前澤会長)

では、学識経験者の委員の方々の意見を伺いたいと思ひます。

(高木委員)

学校給食で生野菜を使用していないとのことですが、大量調理マニュアルによれば、適切に対応すれば問題ないとなっております。病院食については、生野菜を使用しております。学校給食は生徒さんも多く、病院食とは条件が違いますが、安全でおいしいものを食べていただくのが食育の面でも大事ななと思ひます。

平成25年度の報告案の中で、30ページの積極的な情報開示及び知識の普及があり、数値では表せられないところがあります。「安全」と「安心」は区別して考えるべきで、科学的な数値の提供を上手に伝えることができていないため、不安になっているのではないかと思ひます。講座等の中で、科学的な情報や、大切な知識を周知することが不要な不安を払拭することになると思ひます。

(梶川副会長)

食の安全といった時に、2つの側面があると思ひます。量と質です。質という面では、本日の協議会を含め、安全対策を実施されていると思ひます。量については、県内の自給率が26%であり、安定的な食糧供給という視点を盛り込んでいただければと思ひます。

鳥獣保護法改正をうけて、今後獣害対策が農水省から環境省へシフトしていくと考えられます。また、ジビエの安全指針を厚生労働省が検討を始めています。岐阜県には飛騨地域がありますので、獣害対策でも、生活衛生、農政、環

境と3課が協力する視点を強くしていくことを意見として述べさせていただきます。

(水野委員)

わたしはこういう協議会をほかにも受け持っていますが、それぞれの委員からご意見をいただく協議会はまれで、食の安全・安心についてお話を伺い反映させていることに関心を持って聞かせていただきました。

県政の様々な取り組みを県民の皆様伝えていくというのは、大変難しいことと思っておりますし、県政の課題でもあると思います。伝えていくためのシステムを作ることは大切であると思っております。

安全に対するリスクについて、まったくの0リスクという社会はないわけですし、行政として、どの程度のリスクを担保しないといけないかというのは一つのテーマだと思います。

学校給食についても同様で、保護者の方を含めて、どの程度のリスクについてなら許容できるのかを考え、反映させていかななくてはいけないかなと思いました。このような意見をお伺い出ることがありがたいことですので、議員としての立場で反映していけたらと思います。

(前澤会長)

さまざまなご意見、ありがとうございました。それでは、いろいろな意見を聞かれ、なにかございましたら挙手をお願いします。

(山田委員)

農薬についての見解について質問なのですが、以前NHKで野菜にまったく農薬をかけない無農薬野菜がよいわけではないということをやっていました。害虫から身を守るために、野菜が自ら毒素を出し、それは正規に登録されている農薬を、適正量使われているものよりも体には害があるとやっておりました。この話から、無農薬がすべて良いという話ではないということで消費者として受けとっていいのでしょうか。

(前澤会長)

考え方はいろいろありまして、野菜というのは品種改良がされておりまして、味を良くしたり、収穫量を上げたりとしています。本来、野草としてもっている自分を守るための性質はなくしております。そうして、味や収穫量を上げているので、適正量の農薬が必要となっています。ですので、農薬を使用した野菜であっても安全であるというNHKの意見も正しいと思います。農薬につい

て、必要以上に神経をとがらせる必要がないということだと思います。ただ、これはいろいろな考え方があります。

(山田委員)

ということは、適正量であれば、無農薬でなくても安全であるという認識でよいのでしょうか。

(前澤会長)

そうだと思います。農薬や食品添加物の安全性について、農薬をまく場合もそれなりに効果が出なければいけません。その効果が出る基準のところからさらに少量（1/100といわれています）が安全基準の量となっていますので、人間に健康被害がすぐに出ることはないといわれています。

(山田委員)

今までは無農薬がいいと思っていたのですが、単純にそういうわけではないのですね。県としては、無登録の農薬が使われていない、残留農薬が基準以下であるということがしっかり管理されていれば、消費者として安心して食べていいということですね。

(前澤会長)

そうです。では、ほかにご意見はありますか。

(羽場委員)

生野菜についてですが、高木先生は3回くらい洗浄すればいいというお話でしたが、野菜を加工酢（水10：酢1）に付けて流水にて充分洗い流した場合はどうでしょうか。O157の事件以降、このように指導を受けてきたのですが。

(高木委員)

水の中に酸を入れて洗うということが静菌効果を発生させると思います。ただ、味に影響をあたえることもあるかもしれません。

(和座食品安全推進室長（生活衛生課）)

大量調理施設衛生管理マニュアルには基準として、次亜塩素酸を使用することが記載されております。

(前澤会長)

ありがとうございました。皆さんからいろいろのご意見をいただきました。今年度から、第3期計画が始まりますし、コラボレーションとして、このように議論することや、消費者の方自らが情報を取りに行くということもその一つであると思います。今後、この第3期計画を進めていくにあたり、コラボレーションを具体的にどのように進めていくかを、この協議会で重点的に議論していく必要があるかと思えます。今後、年何回か開催されますが、それぞれの意見をいただき、それぞれの組織で情報伝達していただき、今後ともご協力をお願いします。

これをもちまして、本日の議論は終了とし、また次回に続けていきたいと思えます。では、事務局の方に進行をお願いします。

(松波係長(生活衛生課))

皆様おつかれさまでした。事務局から数点だけお知らせがあります。チラシを2枚お渡ししております。

1つは「食品安全知っとく講座」ということで、皆様のもとに職員が出向いて、食品についてお話をさせていただくものです。応募がありましたら、対応いたしますのでよろしくをお願いします。

もう1つは「食品安全セミナー」の参加者募集です。年に3回実施しております。第1回、第2回のもので決定しておりますので、お誘いあわせの上ご参加いただければと思います。

最後に、毎年開催している「食品の安全・安心シンポジウム」を11月11日に開催予定です。これについての詳細は出せるものはありませんが、今年度はテーマを「食物アレルギー」とする予定です。

では、これで第1回の岐阜県食品安全対策協議会を終了したいと思います。

委員の皆様、ありがとうございました。

第2回協議会については、11月の開催を目途にご案内申し上げますのでよろしくをお願いします。

それでは、お気をつけてお帰りください。